

助産に関する費用に係る料金の一部の誤徴収について

令和5年3月20日

新潟大学医歯学総合病院

1. 概要

消費税法上、非課税扱いとされている助産に関する費用について、一部の検査を誤って課税処理し、令和元年10月以降の一部の料金を過大徴収していたことが判明しました。過大徴収の対象となった方には、令和4年3月から文書で順次お知らせし、返金手続きを進めております。

この度、事実関係の確認、並びに過大徴収の対象となった方の特定が完了したことから、公表の運びとなりました。

誤徴収により、ご迷惑をおかけした皆様に深くお詫びを申し上げますとともに、今後このようなことがないよう、再発防止に努めてまいります。

2. 判明の経緯

厚生労働省からの令和3年12月27日付け事務連絡で、助産に係る資産の譲渡等に係る消費税の非課税措置があらためて周知されたことを受けて、当院の状況を確認したところ、今回の誤徴収が判明しました。

3. 誤徴収の内訳

(1) 胎児スクリーニングエコー検査

令和元年10月から令和4年1月までの1,521件の検査について、1件当たり99円（総額150,579円）を過大徴収していました。

(2) 希少疾患に対する付加新生児スクリーニング検査

令和3年3月から令和3年12月までの154件の検査について、1件当たり100円（総額15,400円）を過大徴収していました。

4. 判明後の対応

過大徴収の対象となった方（計998人の方）に対しては、令和4年3月より文書で順次お知らせし、過大徴収分の返金手続きを進めております。

なお、検査料金については改定を行っており、令和4年1月28日以降は正しい料金を徴収しております。

5. 再発防止

今回の誤徴収は、助産に関する新たな検査の算定開始に当たり消費税の非課税の扱いについての認識が不十分であったこと、消費税率改定の際の確認が不十分であったことが原因であり、今後、新たな料金を設定する場合や関係法令等の改正があった場合には、十分な内容確認を行うことを徹底し、再発防止に努めてまいります。

お問い合わせ先

新潟大学医歯学総合病院医事課

電話：025-227-2440